



PwCベトナムニュースブリーフ

新特別消費税（SCT）に 関する政令および通達

2026年1月





ご一読ください

2025年6月14日に新特別消費税（SCT）法が承認されたことを受け、政府と財政省は政令第360/2025号（「政令360」）および通達第158/2025号（「通達158」）を公布しました。これらの重要文書は2026年1月1日から施行され、新法の詳細な実施枠組みを提供します。

本ニュースブリーフでは、新たに示された詳細ガイダンスを分析し、従前の法的枠組み（すなわち、政令108/2015[政令100/2016で改正]およびそれらに基づく通達）と比較して、手続面での重要な変更点を取り上げます。

Key points

01

SCTの適用範囲の変更：詳細定義

1. **砂糖飲料**: 新たに課税対象として追加された品目として、政令360は公式定義を示しています。すなわち、TCVN 12828:2019に従い、総糖分が100ml当たり5gを超える飲料です。判定の基準は、製品の栄養成分表示に記載された糖含有量です。
2. **エアコン**: 政令360は、エアコンの能力はメーカーが公表する基準冷却能力に基づくことを明確化しました。
3. **専門法令で規律されるサービス**: 政令360は、ダンスクラブ、カラオケ、マッサージ、カジノ、賞金付き電子ゲーム、賭博、ゴルフ、宝くじといった課税サービスの範囲や営業条件については、それぞれの専門法に基づく指針に従うことを明確化しました。

02

SCTの免税

1. **24,000BTU以下のエアコンに関する経過措置**: 2026年1月1日以前に輸入され、輸入段階でSCTの申告・納付が行われたこれらのエアコンについては、SCTの調整や還付は行われません。
2. **航空機、ヘリコプター、グライダー、ヨット**: 免税の対象は、免税目的での賃貸を前提に輸入・製造される資産にも拡大されます。政令360は、資産が国内で製造され、当初は免税目的で使用された後に課税目的へ変更された場合、残存簿価に基づいてSCT課税が行われることを明確にしています。
3. **特殊用途車両**: 特定の用途（レクリエーション施設、病院、史跡など）または特定区域のみでの使用を目的として設計された車両についてSCT免税を受けるには、通達158により、納税者は税関申告書（輸入車両の場合）または請求書（国内製造車両の場合）に「**#pham vi hep#**（“restricted scope”＝限定用途）」という記載をすることが求められます。

Key points

03

SCTの計算

新しい規則は、新たなハイブリッド課税制度の下で、たばこの課税価格を算定するための具体的な計算式を定めるとともに、ハイブリッド車に対する優遇税率の適用要件に関する重要な指針を示しています。

- ・ **たばこ製品:** 新しいハイブリッド課税制度（すなわち従価税と従量税の組み合わせ）を実施するため、政令360は、たばこ製品の課税価格を算出するための計算式を定めています。

$$\begin{array}{rcl} \text{たばこの} & & \text{VAT税抜の販売価格} \\ \text{SCT課税} & & - \quad \text{特別税額} \\ \text{価格 (*)} & = & \hline & & 1 + \text{SCT税率} \end{array}$$

(*) たばこの物品税課税価格を算定する際、法定の拠出金や支援基金は控除しません。

さらに、政令360は、1箱20本でない紙巻たばこや重量がさまざまな葉巻に特定税額部分を適用するための換算式も示しています。

- ・ **ハイブリッド車の優遇税率:** 政令360は、ハイブリッド車が優遇税率の適用対象（すなわちガソリン消費が総エネルギー使用量の70%以下）かを判定するための2つの技術的方法を規定しています。
 - **Method 1:** 複合（ハイブリッド）サイクルにおけるガソリン燃料消費量を、建設省が毎年公表する公式平均ベンチマーク値を用いて、同排気量のガソリン専用内燃機関車の平均ガソリン燃料消費量と比較する。
 - **Method 2:** ベトナム規格TCVN 6211に準拠した、同じブランド、タイプ、仕様を持ち、乗車定員が同じガソリン専用車両と比較する。

Key points

04

SCTの還付および控除可能性

新しい政令および通達は、SSTの仕入側（インプット）に関する手続きと代替的な取扱いについても定めています。

- **未利用の控除可能SCTの取扱い:** 政令360は、対応する売上側のSSTがないために控除できず未利用となっている控除可能SST、または控除不可能なSSTについて、法人所得税（CIT）上の損金算入（控除）を認めています。
- **バイオ燃料に係るSCT還付:** 通達158は、バイオ燃料のSCT還付に必要な書類を規定しています。
 - 新様式01a/DNHTで提出する還付申請書。
 - 納税者のバイオ燃料生産に対する所管当局の書面承認の写し（初回の還付申請時のみ提出が必要）。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn